**芸西村木材利用推進方針**

**第１　建築物等における木材の利用の促進のための意義**

高知県は、森林面積が県土の約８４パーセントを占める日本一の森林県である。県内の人工林は本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源を余すことなく活用することが重要になっている。

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、地域住民の生活と深く結びついていることから、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが望まれる。

特に、人工林は本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源を余すことなく活用することが産業振興の面からも重要になっている。

このような現状の中で、県産材（高知県内で生産された木材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の活性化を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の活性化に資するものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、県産材（県内で生産された木材をいう。以下同じ。）の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力をたかめるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物等に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

近年は強度等に優れた建築用木材であるＣＬＴ（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなられるとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらわしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体や設備、備品類及び土木工事において県産材を利用し、その需要を拡大していくことは、林業の活性化を通じた森林の適正な整備につながり、脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成、中山間をはじめとする地域の経済の活性化等に大きく貢献するものである。

**第２　建築物等における木材の利用の促進のための施策並びに公共建築物及び公共土木工事における木材の利用の目標**

**1　公共建築物への木材利用の推進**

（１）公共建築物の木造化

村が行う公共建築物の整備に当っては、関係法令、コスト等の制約を受ける場合を除き、積極的に木造化する。

（２）公共建築物の木質化

村が整備する公共建築物について木造化が困難な場合でも、可能な限り内装等の木質化を進める。

（３）家具、備品、調度品等の木質化

村が公共施設等に導入する家具、備品、調度品等は可能な限り木材製品とする。

　（４）燃料の木質化

　　　　村が公共施設等に冷暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入について検討するものとする。

（５）（１）から（４）にあたっては、原則県産材を使用するものとし、そのうち、高知県グリーン購入基本方針に定められている重点調達品目に該当するものについては、その判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

**２　公共土木工事への積極的な木材利用の推進**

（１）村が行う公共土木工事においては、関係法令等の特に配慮すべき事情がある

場合を除き設計図書に間伐材を含む木材の使用を明記することにより、木材の利用に積極的に取り組むものとする。

（２）（１）にあたっては、県産材を優先使用するものとし、そのうち、高知県グリーン購入基本方針に定められている重点調達品目に該当するものについては、その判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

**第３　建築物等の整備に要する木材の供給に関する基本的事項**

村は森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者と連携し、素材生産の合理化、加工体制の拡充、木材の需給に関する情報の共有等を通じて、公共建築物等の整備に必要な木材の安定的な供給体制づくりに取り組むものとする。

**第４　その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項**

**１　関係団体等への木材利用の推進**

村関係部局は、学校法人、社会福祉法人、医療法人等公益団体、補助団体等に対して、県産材を活用した施設の木造・木質化や備品類等の木質化、ボイラー等への木質バイオマスの利用及び土木工事での県産材の積極的な活用を要請するものとする。

**２　推進体制の整備**

公共建築物における木材利用を効果的に実施するため、庁議等において随時情報の提供、施策の検証等の連絡調整を行なう。

附則

　この方針は、平成２４年１０月　１日から運用する。

　この方針は、令和　４年　６月　１日から施行する。

この方針は、令和　７年　４月　１日から施行する。